

中央区立図書館の指定管理者候補事業者の公募及び選定について

👉 令和9年3月31日で指定期間が終了する区立図書館について、選定委員会を設置するとともに、公募により指定管理者候補事業者の選定を行う。

概要

- 対象施設：区立図書館（京橋図書館・日本橋図書館・月島図書館・晴海図書館）
- 指定期間：令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）
- 選定委員会の設置及び構成
 - 選定に当たっては「区立図書館指定管理者選定委員会」を設置する。
 - 選定委員会の構成：学識経験者1名、利用者代表3名、中小企業診断士1名
区職員2名（教育委員会事務局次長、図書文化財課長）
- 事業者選定
 - 選定方法
公募型プロポーザル方式とし、書類審査及びプレゼンテーションを行う。
 - 選定基準
提案内容（運営方針、人員配置、人材の確保・育成、安全対策、利用者サービス等）、現在運営している図書館の状況、事業者の財務状況等を総合的に評価する。
- 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月22日（水）	第1回選定委員会（募集要項、選定基準等の検討）
6月下旬	募集締切
7月下旬	第2回選定委員会（書類審査）
9月上旬	第3回選定委員会（指定管理者候補事業者の選定）
11月中旬	第四回区議会定例会に上程（指定管理者の指定）